

## 別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 ( 備 考 )
災害用移動炊飯器 一式	日本赤十字社奈良 県支部総務課 奈良市大安寺1- 23-2	令和7年6月11日	日本アサヒ株式会 社 名古屋市名東区本 郷三丁目5番地	1,255,760円 (税込)	予定価格が160万円を超え ない財産の買い入れである ため。(日本赤十字社会計規 則施行細則第35条第2号)	
「日赤なら」広報 誌 175,000部	日本赤十字社奈良 県支部総務課 奈良市大安寺1- 23-2	令和8年3月10日	株式会社アイプリ コム 磯城郡田原本町千 代360-1	1,016,400円 (税込)	予定価格が250万円を超え ない製造であるため。(日本 赤十字社会計規則施行細則 第35条第1号)	

### 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。